

石綿関連法の 規制が強化されます

令和3年4月より順次、**石綿含有の事前調査・分析**に関して以下の条件が追加・変更されます。

○事前調査等の方法

全ての材料について、**設計図書等の文書と目視で調査**すること(令和3年4月～)

○資格要件

事前調査、分析調査は**厚生労働大臣が定める資格等を有する者**が行うこと(令和5年10月～)

○事前調査の結果等の報告

建築物の解体工事(**延床面積80㎡以上**)、建築物の改修工事・工作物の解体改修工事(**請負金額100万円以上**)に該当する場合、**所轄労働基準監督署長に、事前調査結果等の報告**をすること(令和4年4月～)

○記録の保存

調査者の資格を有する証明書を含む**調査結果の記録を3年間保存**すること(令和3年4月～)



詳しくは厚生労働省ホームページ「石綿障害予防規則など関係法令について」をご覧ください。

発注者の対応について

解体・改修工事を発注する場合、以下の配慮を行うことが義務となります。(令和3年4月施行)

●事前調査・法令遵守

事前調査の結果、石綿の使用が明らかとなった場合、

・工事の費用
・工期
・作業の方法 } に対する配慮

●情報提供

石綿の有無について判断材料となる情報を施工業者に提供する等の配慮

●写真撮影許可等

作業の記録の為、写真の撮影を許可する等の配慮

石綿の使用が明らかとなり、

石綿除去工事を行う場合、通常より費用・工期が掛かります。

事前調査を盛り込んだ工事発注や工事発注前の事前調査をおすすめ
しています。

(株)ズコーシャでは、改正石綿関連法に準じた事前調査や精度の高いアスベスト分析を行える有資格者を備えており、万全の体制で調査を行っております。

まずはご相談ください

〒080-0048

帯広市西18条北1丁目17番地

営業担当: 高木

TEL:0155-33-4410(営業部直通)

FAX:0155-33-4413

MAIL:takagi.y@zukosha.co.jp

技術担当: 大西

TEL:0155-33-4916(大気環境調査室直通)

MAIL:shunta.onishi@zukosha.co.jp



ご依頼から納品までの流れ

ご依頼

お問い合わせ内容に応じ
調査の手配をします



書面調査

図面や仕上表から
石綿含有建材の使用の有無を調査します



現地調査

建物全体を目視等により
石綿含有建材の使用の有無を調査します



試料採取・分析

書面・現地調査で判定ができなかった
試料を採取し、分析調査を行います



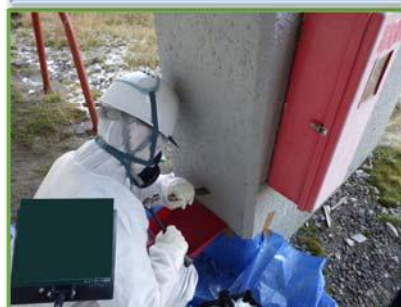
報告書発行

事前調査結果の報告書を発行します

現地調査



試料採取



分析



当社資格保有者

調査関連

建築物石綿含有建材調査者(特定)	1名
建築物石綿含有建材調査者(一般)	3名
石綿作業主任者	6名

分析関連

石綿分析技術評価事業	評価区分1	合格	1名
石綿分析技術評価事業	評価区分3	Aランク	2名
石綿分析技術評価事業	評価区分4	Aランク	1名
石綿分析技術評価事業	評価区分4	Bランク	1名

※2020年(令和2年)10月時点

石綿分析技術評価事業は
令和5年度以降、石綿分析の
必須資格になります。